重要事項説明書（介護支援版）

１、事業所の概要

事　業　所　名	リバーサイド田名ホーム　居宅支援センター
所　在　地	〒252-0244　相模原市中央区田名８５１１－１
事業者指定番号	神奈川県　１４７２６０００３８号
管理者・連絡先	加藤　千帆　　電話０４２－７７８－０１５４
サービス提供地域	相模原市内

２、事業所の職員体制等

職　種	人　員
管　理　者	１名
介護支援専門員	５名（常勤５名、非常勤　名）

３、営業時間

区　分	平　日	土曜日	休　日
営　業　時　間	８：３０～ １７：３０	８：３０～ １７：３０	日曜日・祭日

（注）年末年始（12/30～１/３）は『休祭日』の扱いとなります。

４、サービス利用料及び利用者負担

（１）居宅介護支援については、利用者の負担はありません。

（２）介護支援専門員が通常のサービス地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

５、当事業所のサービスの方針

１）基本方針

（１）事業者（居宅介護支援事業者）は介護支援の提供に当たっては懇切丁寧に行います。
サービスの提供方法等について理解しやすいように分かりやすい説明を心がけます。

（２）利用者の皆様の立場に立ち、その人らしい生活を送れるようケアプランの作成を基本と致します。定期的な連絡調整によりサービスが円滑に提供できるよう努めます。

（３）居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することがないよう公正中立に行います。そのため利用者は複数のサービス事業所を紹介するように求めることができ、居宅サービス計画に位置付けられたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。

２）居宅介護支援の実施概要等

（１）居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。担当介護支援専門員が手続きをします。

（２）事業者は利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他便宜の供与を行います。

（３）居宅介護支援にあたっては、利用者が医療サービス（訪問看護・リハビリ　通所リハビリ）を希望する場合には利用者の同意を得て主治の医師の意見を求めます。

（４）事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行います。

（５）事業者は居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、少なくとも１か月に１回、利用者宅を訪問します。利用者に面接するとともに利用者の状態を定期的に評価し結果を記録します。

（６）事業者はサービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は利用者にサービスを提供する事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

（７）当事業所介護支援専門員は資質向上を図るため相模原市、市内他法人、高齢者支援センター主催の研修を受けています。また神奈川県介護支援専門員実務研修の受け入れ事業所となってます。

６、相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

等事業所お客様 相談コーナー	電　話　番　号	０４２－７７８－０１５４
	Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	０４２－７７８－３０１５
	相談員（責任者）	加藤　千帆
	対　応　時　間	８：３０～１７：３０

○公的機関においても、次の機関において窓口対応致します。

相模原市役所 福祉基盤課	所　在　地	〒252-5277　相模原市中央区中央２－１１―１５ 市役所本館４階
	電話番号	０４２－７６９－９２２６
	ＦＡＸ番号	０４２－７５９－４３９５
	利用時間	８：３０～１７：００
神奈川県国民健康保険団体連合会 （団保連）	所　在　地	〒220-0003　横浜市西区楠町２７－１ 総合保健医療センター１階
	電話番号	０４５－３２９－３４４７　苦情相談　直通ダイヤル ８時３０分～午後５時１５分（FAX 対応なし）
	受　　付	（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）

７、虐待防止・身体拘束廃止のための措置について

（１）当事業所は利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生・再発を防止するための措置として、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を配置します。居宅支援の提供にあたり、養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報します。

（２）身体拘束廃止に向けた取り組みをして、職員一人ひとりが身体拘束の弊害を認識し事故の起きない環境整備に努めます。利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。やむを得ず拘束を行う場合は、その必要性等を明確にし利用者または家族の同意を得て実施します。

８、ハラスメント対策

（１）職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環 境づくりを目指します。

（２）事業者はハラスメントに対し必要な措置を講じる義務があり、従業者は利用者に対しハラスメントを行わないことを徹底し、利用者から従業者に対しハラスメントがあった場合に改善がなされない時には契約の解約等の措置を行います。

（身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメント）

９、事故発生時の対応

・利用者に対し居宅支援中に事故が発生した場合には、速やかに市町村並びに利用者の家族等に連絡し必要な措置を講じます。
・賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

【説明確認欄】

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援契約の締結にあたり、重要事項について文書を交付し説明しました。

（事業者）　所在地　　相模原市中央区田名８５１１－１

事業者名　　社会福祉法人　愛泉会

説明者　　印

重要事項説明書について説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

（利用者）住　所　　相模原市中央区

氏　名　　印

（代理人又は立会人）

住　所

氏　名　　印